

## 第 64 回慶應 EU 研究会 報告の成果と課題

2013 年 4 月 13 日開催

### 「域内市場統合と EU-加盟国間関係： コア（根幹）からみる EU ガバナンスの現状とゆくえ」

大妻女子大学比較文化学部 井上 淳

本報告は、報告者の著書『域内市場統合における EU-加盟国間関係』（恵雅堂出版）をもとにした報告である。

域内市場統合計画の進展以降、EU の理論研究では数多くの部分理論が提唱されてきた。しかしながら部分理論は、適用可能な時期と政策分野に制約があるという点で、文字通り EU の部分的な理解に貢献するものである。そのような理解が数多く提唱されるほど、EU の根幹部分は変化しただろうか。諸部分理論は、根幹ではなく枝葉の部分で生じた変化に飛びついたら過ぎないのではないだろうか。そのような疑問を出発点に、EU の根幹である EU-加盟国関係そして域内市場統合に注目して、時々刻々と変化する EU のありようを EU-加盟国関係を軸にすえつつなるべく少ない要素で説明しようと試みた。

まず、国家間連合である EU においては、EU における取り組みの成否は EU-加盟国間関係とりわけ加盟国側の受容可能性に決定的に依存する。この受容可能性がどのような要因から影響を受けるのかを、まず域内市場統合の事例で示した。そのうえで、域内市場統合とはガバナンスのありかた（政策方式）が異なるとされている OMC について触れ、受容可能性とこれを左右する要因という点においては域内市場統合と OMC との間に差異がないことを既存の OMC 評価研究から示した。さらに個別の政策分野をこえて EU 全体の傾向について検討するため、各基本条約について①加盟国の経済的な非対称性、②多様化措置の多寡、③EU 政策の公共的・配分的性質、④EU 内の民主主義的性格を検討し、それぞれにおいて EU が分散の傾向にあること、それゆえ域内市場統合や OMC の事例と同様に加盟国の受容可能性は低下傾向にあることを示した。ただし上記 4 つの側面における分散的傾向は、それぞれ EU 自体が理由と経緯があって選択したものであるため、巷で指摘されるような EU 分裂論はあたらないことにも敷衍し、現状において分散を収斂に変える方途としては①QMV 導入等で多様化措置を減らすこと、②加盟国政府・政治家が受容可能性をいたずらに下げないよう国内政策選好の集約に努める（加盟国有権者と EU の間をとりもつ）ことだと指摘した。

本報告は部分理論の問題点克服を出発点にしていたとはいえ、EU-加盟国間関係に焦点を当てすぎる傾向があった。この点につき、参加者からはたとえば欧州司法裁判所の役割、基本条約制定交渉（IGC）の重要性、EU の超国家的性格への評価についてご質問・ご指摘をいただき、今後の議論の修正方法についての手がかりをいただいた。